

# 君ならどうする？



## 「契約」のしくみ

「契約」とは、当事者が「申込み」の意思表示を、もう一方の当事者がそれに対する「承諾」の意思表示をし、それが一致（合致）することにより、法的に保護される約束のことです。（法的な権利義務関係が発生する行為）

契約が成立すると、当事者双方には「権利」と「義務」が発生し、それを果たさなければなりませんので、一方的にやめることはできません。もし、「契約」を守らないまましていると、相手から最終的に裁判で訴えられる可能性もあります。しかし、だまされたり、脅されたりして契約してしまったり、未成年者が親権者などの同意を得ずに契約した場合には、契約を取り消すことができる場合もあります。「契約」は慎重に。

契約が成立すると、契約をした当事者には、それぞれ権利と義務が発生します。



## 若者のトラブルは...

若年者に多いトラブルは、「金」（儲け話等）や「美」（美容関係等）に関連しています。もし勧誘をされたら、内容を理解しているか、支払いはできるか等をよく考えましょう。「通信販売」には、クーリング・オフがありません。動画サイトやSNS上で頻繁にあがる広告の説明を信じ、よく確認しなかったり、SNSを介してのトラブルも急増しています。知人から直接勧誘されると、断ると失礼ではないかと困惑し、契約することもあるようです。副業やアルバイトの中には、犯罪に加担するようなものもあります。「成年」になると、「学生だから、知らなかった」「学校で教えてもらっていない」等と主張しても通用しません。お金に関わることについては、根拠が明確でないことや、自分で理解できないことに同意したり、契約をしてはいけません。

事例 01

ていきこうにゆう  
定期購入

動画広告を見て、歯が白くなるという口腔内洗浄液を100円の特別価格だというので申し込んだが、商品が届いてみると2回目から約5千円の定期コースで5回以上の継続が条件だとわかった。最初からわかっていたら申し込まなかった。返品して解約したい。(20代 男性)



対策・アドバイス

初回は非常に安価だが、決められた回数を購入しないと解約できない「定期購入」の相談件数が急増しています。よく確認せずに契約し、商品が届いてはじめて「定期購入」だと知り、トラブルになります。「通信販売」はクーリング・オフがありません。公式サイトで利用規約、販売方法や返品の可否などをよく確認しましょう。



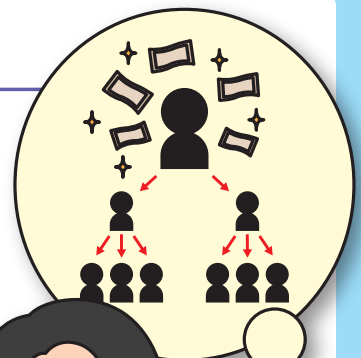
消費者庁HP

「インターネット通販の定期購入トラブルには御注意! 令和4年6月1日から、通販の注文時に内容を確認する際の表示がより明確になります。」

事例 02

投資話のマルチ商法に注意! (連鎖販売取引)

ネットで知り合った人から、外国の鉱山で利益を得ている事業者に仮想通貨で出資すると、利益が分配され、途中でやめても出資金は返金されるという説明を聞いた。さらに人を紹介すれば、マージンも得られるというので、やってみたくなったが、「資金がない」というと、消費者金融で借りればよいと、借り方も指示され、1日で複数社から約80万円借りて手続きをした。今は利益もなく、返金を求めても返金されない。消費者金融への支払いもできない。(20代 男性)



対策・アドバイス

商品やサービスの契約を自ら販売員となって勧誘し、勧誘された人がまた次の人を勧誘するというような販売形態を「連鎖販売取引」といいます。最近では、簡単に儲かる投資情報を契約する事例が増加。最初に詳しい説明がなく、後から連鎖販売取引であることがわかるという事例もあります。消費者金融から借りるよう強要されることもあります。借金をしてまで契約してはいけません。

困ったときは、ひとりで悩まず相談しましょう!

北海道立消費生活センター

受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 050-7505-0999



消費者ホットライン 188 「嫌や!」泣き落とし

北海道立消費生活センター 検索 http://www.do-syouhi-c.jp



北海道消費者教育PRキャラクター「かしこか」

2022年3月作成

全国共通の電話番号「消費者ホットライン」では、お住まいの市町村など、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。